

報道機関 各位

## 子育て世帯生活支援特別給付金について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を、次のとおり支給します。

### 1 支給対象者

以下の「所得要件」のAまたはBに該当する方で、「養育要件」のアからオのいずれかに該当する方

※ひとり親世帯分として給付金を受け取った方は対象外です。

### 2 所得要件

A 令和3年度住民税均等割が非課税の方

B 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税であるものと同様の事情にあると認められる方

### 3 養育要件

ア 令和3年4月分の児童手当受給者（0歳～15歳）

※里親を含む、施設入居者は除く

イ 令和3年4月分の特別児童扶養手当受給者（0歳～20歳）

ウ 新規児童手当受給者（0歳）

令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれた新生児分の児童手当受給者

※里親を含む、施設入居者は除く

※市外転入者等により新規認定をした方は対象外（既に転出元で受給済み）

エ 新規特別児童扶養手当受給者（0歳）

令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれた新生児分の特別児童扶養手当受給者

※市外転入者等により新規認定をした方は対象外（既に転出元で受給済み）

オ その他の対象児童の養育者（16歳～18歳）

上記アからエには該当しないが、令和3年3月31日時点で、その他の対象児童（生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの児童）を養育している方

### 4 支給額

児童一人あたり一律5万円

### 5 申請手続・支給時期

1) 「所得要件」のAに該当し、「養育要件」のア（公務員以外）・イのいずれかに該当する方は、申請不要です。支給時期は7月8日を予定しています。

2) 「所得要件」のAに該当し、「養育要件」のウ（公務員以外）・エ、のいずれかに該当する方は、申請不要です。随時支給予定です。

3) 「所得要件」のAに該当し、「養育要件」のア（公務員）・ウ（公務員）・オに該当する方は、申請が必要です（申請様式はホームページに掲載予定）。申請を受付け、審査終了後に随時支給予定です。

4) 「所得要件」のBに該当し、「養育要件」のアからオのいずれかに該当する方は、申請が必要です（申請様式はホームページに掲載予定）。申請を受付け、審査終了後に随時支給予定です。

※詳細な支給時期などについては、各世帯へ通知予定です。

6 申請手続及び支給時期の一覧

養育要件		所得要件	対象年齢	申請手続	支給時期
ア	令和3年4月分の 児童手当受給者（公務員以外）	A 非課税	0歳～15歳	---	7月8日
	令和3年4月分の 児童手当受給者（公務員）			必要	随時
イ	令和3年4月分の 特別児童扶養手当受給者		0歳～20歳	---	7月8日
ウ	令和3年4月～令和4年2月末新生児分の 新規児童手当受給者（公務員以外）		0歳	---	審査後 随時
	令和3年4月～令和4年2月末新生児分の 新規児童手当受給者（公務員）			必要	未定
エ	令和3年4月～令和4年2月末新生児分の 新規特別児童扶養手当受給者		0歳	---	随時
オ	その他（高校生のいる世帯など）		16歳～18歳	必要	審査後 随時
ア～オ	上記ア～オに該当する世帯で、 家計が急変し、非課税世帯と同等へ	B 非課税へ急変	0歳～20歳	必要	審査後 随時

問い合わせ先  
市民福祉部 こども課（電話 65-4160）